

学校におけるいじめ防止の基本方針（令和7年4月改定）

北海道留萌高等学校

1 いじめの定義

「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

2 いじめの基本認識

- （１）いじめは、どの生徒にもどの学校にも起こり得るものである。
- （２）いじめは、人権侵害であり人として決して許される行為ではない。
- （３）いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- （４）いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- （５）いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

「いじめは絶対に許されない」との強い指導を行うとともに、いじめは教職員の生徒観や指導の在り方及び学校の教育活動全体が問われる問題であるとの認識を持つこと。

3 いじめの内容

- 冷やかしからかい、悪口や脅し言葉、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、けられたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

4 いじめの要因

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみ

や嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。

そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

5 いじめの解消

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ防止対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ防止対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、必要に応じてスクールカウンセラーなど外部機関と連携し、確実に実行する。

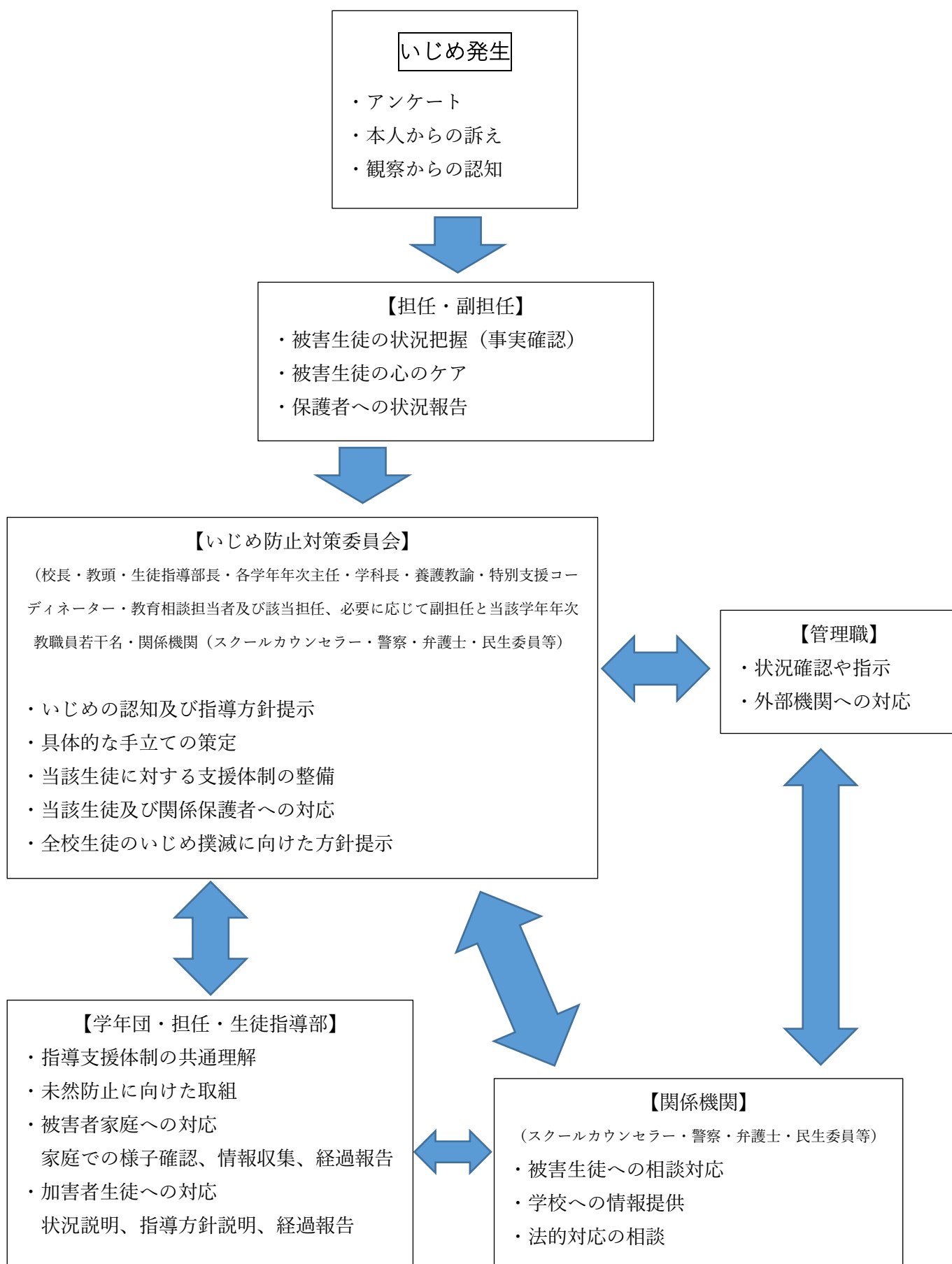
6 いじめ防止の指導体制

「いじめ防止対策委員会」の設置により、いじめを日常的に未然に防止し、早期発見・早期対応に努める。3月には「学校いじめ防止基本方針」の検証・見直しを実施する。

いじめ防止対策委員会の構成員は、校長・教頭・生徒指導部長・各学年年次主任・学科長・養護教諭・特別支援コーディネーター・教育相談担当者及び該当担任、必要に応じて副担任と当該学年年次教職員若干名・関係機関（スクールカウンセラー・警察・弁護士・民生委員等）にて構成する。

また、「学校いじめ防止基本方針」について、保護者については、入学式やPTA総会、PTA理事会、地域については学校評議員や同窓会、生徒については生徒総会、生徒会執行部にICT機器を積極的に活用し、意見聴取を行い、見直しを図る

7 関係図及び対応図



8 日常の未然防止活動

(1) 教育相談体制の充実

- ・教育相談室の日常的な開放による教育相談の実施
- ・担任、副担任などによる面談の実施
- ・保護者を交えた三者面談の機会の利用
- ・スクールカウンセラーによる良好な人間関係を築くためのスキル育成

(2) 校内体制の確立

- ・チェックリストによる校内体制の点検、改善
- ・いじめの実態調査による状況把握
- ・ネットパトロールによる見回り
- ・「コンパス」を活用した事例研究による校内研修の定期的な実施

(3) いじめ根絶に向けた生徒が主体となった運動の実施

- ・保安常任委員によるポスター掲示
- ・保安常任委員や生徒会による玄関での朝の挨拶運動
- ・生徒会からのいじめ防止呼びかけや標語の掲示
- ・異年齢交流の実施
- ①新入生歓迎会の開催と実施方法の検討
- ②縦割りグループでの学校行事の開催
- ③ボランティア活動の充実
- ④旅行的行事におけるコミュニケーション能力向上の実施

(4) 各種通信による啓発

- ・学校便り、学年通信、ホームルーム通信による啓発
- ・北海道教育委員会からのリーフレット等を活用した啓発

(5) 関係機関（警察など）の協力による啓発

- ・講話の実施

(6) 日常の教育活動を通した豊かな心の育成

- ・コミュニケーション能力を育み、一人ひとりに配慮した授業づくり
- ・体験活動や他者と関わることを取り入れた授業づくり
- ・学校行事や生徒会行事などの特別活動を通した望ましい人間関係づくり
- ・部活動を通した望ましい上下関係づくり

(7) 保護者との連携

- ・三者面談などによる緊密な連携による迅速な状況把握、情報共有
- ・オープン授業の実施

(8) 教師の言動

- ・積極的に生徒とコミュニケーションを図る（登校指導・清掃指導）
- ・不適切な差別言動に注意

9 早期発見・解消

- (1) いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」を活用した校内研修の実施
- (2) 家庭との連携、協力関係の構築
- (3) いじめアンケートの実施（年2回）
- (4) いじめアンケート結果の活用
 - ・心配な様子が見られる生徒に対しての個人面談の実施
 - ・新入生に対しての個人面談の実施
- (5) 教育相談の実施
- (6) 校内巡視などによるきめ細かな生徒観察（チェックリスト参照）
 - ・昼休みや放課後の居場所や雑談などの機会に目を配る
 - ・学級日誌などの書き込みに目を配る
- (7) ICT機器を活用し、「健康観察・教育相談に関わるアンケート」を随時実施及び面談

《いじめ早期発見のためのチェックリスト》

●日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ いつもみんなの行動を気にしており、目立たないようにしている
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室に行きたがる
- ☐ 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- ☐ 顔色が悪く元気がない
- ☐ 遅刻・欠席が多くなり、その理由を言わない
- ☐ ときどき涙ぐんでいる
- ☐ 理由のはっきりしない打撲や傷痕がある

●授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友達から冷やかされたり、笑われている
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ グループワーク、ペアワーク等の取組が以前と比べて悪い
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増えたり成績が下がったりする
- ☐ 椅子や机を乱されたり、離している
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 教職員が褒めると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●放課後

- ☐ いつも一人で離れて掃除をしていたり、ごみ捨ての当番になっている
- ☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている
- ☐ 持ち物がなくなったり、場所が変わったりしている
- ☐ 一人で部活動の準備、片づけをしている

10 関係する生徒への早期対応

(1) 関係生徒に対する迅速な事実確認（状況の正確な把握・確認）

※関係生徒の個人情報については、その取り扱いに十分留意し、適切な支援・指導を行う。いじめ情報の入手・・・該当担任・生徒指導部担当（いじめ防止対策委員会）・管理職報告

【正確な実態把握】 当事者双方、周囲の傍観者から聞き取り、記録する

- ① 誰が誰をいじめているのか？
- ② いつ、どこで起こったのか？
- ③ どんな内容のいじめなのか？どのような被害を受けたのか？
- ④ いじめのきっかけ（原因）は何か？
- ⑤ いつ頃から、どのくらい続いているのか？

(2) 関係生徒への支援・指導

ア いじめを受けている生徒に対する支援

- ・共感的な理解と対応

事実確認の聴取を行う。「あなたが悪いのではない」ことを伝える。聴取の際、個人情報の取り扱いやプライバシーには十分留意する。

- ・安心できる環境の確保
- ・長期的な相談支援

イ いじめを行った生徒に対する指導

- ・相手の苦しみを理解させる指導
- ・温かい人間関係作りの大切さを実感させる指導
- ・人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導

ウ 観衆・傍観者となった生徒に対する指導

- ・いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導
- ・いじめをはやし立てたり、黙認する意識について見つめ直す指導
- ・いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒を助けることにもなるという意識を持たせる指導

(3) 家庭との連携

ア いじめを受けた生徒の家庭に対して

- ① 発見したその日のうちに、家庭訪問などで保護者面談し、事実を迅速に伝える。
- ② 共感的理解と共感的対応を前提に、保護者の心情や要望を十分伺う。
- ③ 学校の指導方針や解決策を説明し、今後の対応について協議する。
- ④ 家庭と連携・協力して、根本的な解決を図る。その際、子どもの小さな変化に注意してもらい、些細なことでも相談できる体制を整える。

イ いじめを行った生徒の家庭に対して

- ① 正確な事実確認を説明し、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ② 発見したその日のうちに、家庭訪問などで保護者面談し、事実を迅速に伝える。
- ③ 「いじめが重要な問題である」「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す。
- ④ 学校と家庭双方からの指導が重要であることについて相互に認識を深める。
- ⑤ 具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

ウ 全ての生徒・保護者に対して

《保護者会を開催する場合》

- ・いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合
- ・学級全体の意識を変える必要がある場合
- ・いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合

※家庭への情報提供などについては、関係生徒の個人情報の取り扱いに十分留意し、適切に行うこと。

11 関係機関（警察など）との連携

- ・北海道教育委員会や教育局にいじめの事実を確認した場合の報告や重大事態発生時の対応等について指導・助言を求め、学校として組織的に対応する。
- ・生徒の心身や財産に重大な被害が疑われる場合や、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握や家庭の養育に関する指導・助言については、福祉関係機関と連携を図る。
- ・精神保健に関する相談や精神症状についての治療・指導・助言については、医療機関との連携を図る。
- ・地域全体で「いじめは許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題などの生徒の健全育成についての話を勧めることをお願いする。

12 ネット上のいじめへの対応

（１）ネット上のいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。特定の生徒になりすまし社会的信用を失墜させる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどであり、決して許される行為ではない。

（２）ネット上のいじめの予防

- ・保護者への啓発（フィルタリング等）
- ・情報教育の指導の充実
- ・ネットトラブル防止講話等の実施

（３）ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報提供
- ・ネットパトロール（定期・不定期）

イ ネットいじめへの対応

- ・状況確認→状況の記録→管理者への連絡（削除依頼）→警察への相談
- ・いじめ被害生徒・加害生徒への対応

13 重大事態への対応

(1) 基本的な考え

いじめ防止対策推進法に定める重大事態「いじめにより当該学校に在籍する等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の場合には、いじめ防止等対策委員会が迅速に事実関係を把握し、設置者の指導・支援を受けながら、保護者等、地域、関係機関と連携して必要な措置をとる。

(2) 重大事態とは（いじめ防止法第 28 条）

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪いとられた場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

- ・年間の欠席が概ね 30 日以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

ウ 生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

(3) 具体的な措置

ア 重大事態時の報告・調査協力 学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会（留萌教育局）に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事調査のための組織に協力する。

イ 生徒への質問票等による事実関係の明確化

- ・弁護士、精神科医、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織（調査委員会）を設け調査する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者等に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会等に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないように配慮する。

ウ いじめを受けた生徒及び保護者等に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

エ 一般生徒等のメンタルヘルスケア等を行い、全校生徒の不安を解消させる。状況により養護教諭やスクールカウンセラー、精神科医、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するものの手助けを受け、生徒のケアに当たる。

オ 加害生徒に対しては、保健部と連携し教育相談を行いながら「懲戒及び特別指導に関する申し合わせ」に沿った対応をする。その際、いじめた生徒が抱える問題や背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格の発達に配慮し、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう教育的配慮のもと指導する。

(4) 調査委員会

調査委員は、次に掲げる者のうちから校長が任命する。

- ・学識経験を有する者
- ・いじめの防止等に関する知見を有する者
- ・校長が適当と認めた者

14 学校いじめ防止基本方針の点検・見直しについて

- (1) 学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行い、措置を講じる。
- (2) 学校いじめ防止基本方針の関係各機関への周知について
 - ・入学式・PTA総会での配布・説明
 - ・学校HPへの掲載とともに、生徒・保護者・地域住民が常に確認できることを周知
- (3) 学校いじめ防止基本方針の見直しについて
 - ・年度末反省会議時において点検を実施
 - ・学校運営協議会において、学校いじめ防止基本方針についての意見聴取を行う。